

# 消防団の充実強化対策について

## 防災課

### 1 背景

消防団は、地域防災力の中心として大きな役割を果たしていますが、近年の社会環境の変化等から、消防団員数の減少、消防団員の高齢化など、様々な課題に直面しており、地域における防災力の低下が懸念されています。

このような状況を危惧し、平成25年11月8日、新藤総務大臣から各都道府県知事及び各市区町村長あてに書簡を発送し、消防団員の確保について一層の取組を要請しました。

こうした中、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、議員立法による「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、平成25年12月13日に公布・施行されました。同法律により、消防団員の加入促進、処遇の改善、消防団の装備・教育訓練の改善について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務付けられました。

消防庁では、同法律を踏まえ、消防団の充実強化に関する施策の検討及び実施並びに地方公共団体における消防団の充実強化の取組の促進等を行うため、平成25年12月24日に消防庁長官を本部長とする「消防団充実強化対策本部」（以下「対策本部」という。）を立ち上げ、消防団の充実強化を強力に推進していく体制を構築しました。

### 2 対策本部の取組

対策本部は随時開催されているところ、消防団の充実強化を図るための対策の一環として、消防庁の幹部等が都道府県及び指定都市の担当となり、主に次の内容について、都道府県及び指定都市に働きかけています。

#### (1) 消防団員の加入促進

消防団員の加入促進については、これまで、各地方公共団体において、事業所への働きかけや女性・大学生の入団促進、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別団員・分団制度（郵便局職員で構成される団員、大規模災害時のみに出動を限定した団員、消防職団員OBによる団員等）の導入等について取り組んでいるところですが、各地方公共団体の職員にはこれまで以上に率先して

消防団へ参加していただくことなど、各地方公共団体に対してより一層の取組を要請しています。

#### (2) 消防団員の処遇の改善

消防団員の報酬及び手当については、決算ベースでの支給額が交付税措置額を大幅に下回る状況にあります。また、報酬を支給していない市町村もあります。交付税単価はあくまでも基準ですが、報酬及び手当の条例単価が低い市町村に対して、その額を引き上げるよう要請しており、特に無報酬団体に対して、報酬を支給するよう強く求めています。

なお、消防団員の退職報償金について、平成26年4月1日から全階級で一律5万円（最低支給額20万円）引き上げることとしており、今年度中に政令を改正する予定です。

#### (3) 消防団の装備・教育訓練の充実

消防庁では、消防団の教育訓練等に関する検討会を開催し、消防団の装備及び教育訓練について検討しています。

装備については、安全装備品、救助用資機材及び情報通信機器の追加等を内容とする消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示第3号）の改正を踏まえ、各地方公共団体に対して、これらの装備に係る予算が措置されることを要請しています。

なお、教育訓練については、消防団の中心的な役割を担う立場である中級幹部（部長及び分団長の階級にある者）に対する教育カリキュラムを見直し、装備の充実化による安全の確保、新たな役割としての救助、他機関との連携及び地域防災リーダーの養成を念頭に、今年度中に、消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）を改正する予定です。

### 3 おわりに

毎年3月末から4月にかけて、定年等による退団が多くなる傾向にあることを踏まえて、消防庁では、退団時期の前の1月から3月を消防団員入団促進キャンペーンの期間として位置づけ、消防団員募集についての広報の全国的な展開を図っており、現在、消防団員入団促進シンポジウムを全国7箇所において開催しています。



また、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算においては、消防団の救助資機材搭載車両の整備として合計約34億円計上しました。さらに、来年度からの地方財政措置として、消防団装備に対する地方交付税を大幅に増加させる予定であり、併せて消防団車両及び拠点施設の機能強化に対する地方財政措置（緊急防災・減災事業債）を継続実施することとしています。

この他、消防団員増加団体等に対して総務大臣感謝状を授与するなどの取組も行う予定です。

各地方公共団体においても、今般成立した法律を踏まえ、更なる消防団員の加入促進、処遇の改善、消防団の装備・教育訓練の改善について、積極的に取り組むことが求められています。

**問い合わせ先**

消防庁国民保護・防災部防災課 課長補佐 岡地  
TEL: 03-5253-7525

## 消防団充実強化対策本部の設置

### 消防団充実強化対策本部設置要綱（平成25年12月24日）

- 第一条 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）の公布に伴い、消防団の充実強化を図るため、消防団充実強化対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
- 第二条 対策本部は、消防団の充実強化に関する施策の検討及び実施並びに地方公共団体における消防団の充実強化の取組の促進等を行うものとする。
- 第三条 対策本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 本部長 消防庁長官  
本部長代理 消防庁次長  
副本部長 消防庁国民保護・防災部長、消防庁審議官、消防大学校長、消防研究センター所長  
本部長 総務課長、消防・救急課長、予防課長、防災課長、参事官、消防技術政策室長、救急企画室長、消防団専門官、危険物保安室長、特殊災害室長、国民保護室長、国民保護運用室長、広域応援室長、防災情報室長、応急対策室長

### 地方公共団体への働きかけ

- （12月）
- 各市区町村長、消防長、消防団長に対して消防団の充実強化について消防庁長官名で依頼
  - 12月末までに、全ての都道府県に対し、
    - 消防団入団促進の更なる取組み
    - 報酬、手当の引上げ
    - 無報酬団体の解消を市町村に働きかけるよう、個別具体的に要請する。



- （1月下旬）
- 1月24日、各都道府県、政令指定都市に対して、日本郵便株式会社社員の消防団への入団促進について消防庁長官名で依頼
  - 12月の要請に基づいた市町村の取組状況について、都道府県から個別ヒアリングを実施
  - 取組が不十分な団体には、一層の促進策を講じるよう要請

### 優良団体に対する総務大臣からの感謝状

- （2月中旬）
- 平成25年4月1日現在の消防団員が前年より概ね一割以上増加した20団体程度を総務大臣の感謝状により表彰
- （6月上旬）
- 平成26年4月1日現在の消防団員数が前年より概ね一割以上増加した団体に対して、同様に、総務大臣の感謝状により表彰
- ※表彰にあたっては、団体の規模、近年の増減状況等を考慮

### シンポジウム等の実施

- 平成26年2月17日 全国消防団大会（主催：消防庁）  
※内容：総務大臣感謝状贈呈式、全国消防団員意見発表会、シンポジウム等